

写

長社協第271号
平成10年9月16日

小学校及び中学校の課程認定のある大学等の長 殿
介護等体験受入施設の長 殿

社会福祉法人 長野県社会福祉協議会 会長

小学校及び中学校教諭免許状取得希望者に対する介護等体験実施
に係る経費について(通知)

標記の経費につきましては、「小学校及び中学校教諭免許状取得希望者に対する介護等体験の実施要領」（平成10年9月8日付10教高第242号の別添、以下「実施要領」という。）の3の（1）により「学生本人が負担する」と定められていますが、この取扱いは下記によることになりましたので通知します。

記

1 経費の額

- （1）介護等体験の実施に係る経費の額は、学生一人につき1日1,500円とする。
- （2）学生一人につき1日1,500円の内訳は、受入施設の介護等体験に要する経費分を1,000円、長野県社会福祉協議会の受入調整経費分を500円とする。

2 経費の納入方法

- （1）経費は大学等があらかじめ学生から徴収し、長野県社会福祉協議会が介護等体験受入決定通知書（実施要領の様式2号）に基づき送付する請求書により、大学等が長野県社会福祉協議会に一括して納入する。
- （2）受入施設の介護等体験に要する経費分は、受入施設が介護等体験実施報告書（実施要領の様式6号）に基づき提出する請求書により、長野県社会福祉協議会が当該受入施設に、原則として当該年度分を一括して支払う。

3 介護等体験の実施が困難となった場合の経費

- （1）介護等体験受入決定通知書に基づく請求書により納入された経費のうち、長野県社会福祉協議会の受入調整経費分については、介護等体験が実施できなかった場合でも返還しない。
- （2）介護等体験が実施できなかった場合の受入施設の介護等体験に要する経費分については、実施できなかった日数に応じて、長野県社会福祉協議会から大学等に返還する。

4 その他の経費

- （1）介護等体験時における昼食代等は学生の実費負担とし、当該受入施設が直接本人から徴収する。
- （2）交通費等は、学生の負担とする。